

決算特別委員会意見

本委員会においては、令和 2 年度決算に係る施策評価を活用した決算審査及び施策の評価を行い、新年度予算に向けた効果的な提言を行うべく協議・検討を重ねてきたが、今回、学校教育、子ども・子育て支援及び新型コロナウイルス感染症への対応に関し、意見の一致をみた「確かな学力の育成」、「いじめ防止等に向けた取組」、「体罰根絶に向けた取組」、「妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援」、「保育事業」、「放課後児童対策（児童ホーム）」、「結核・感染症対策」、「行政の災害対応力の向上」、「ものづくり産業、技術等支援」、「商業活性化の取組」、「金融支援」、「財政規律・財政目標の進行管理」について提言（別紙）する。

なお、提言については、令和 4 年度予算編成及び今後の施策の展開に反映していただくとともに、その取組状況についての議会への報告をお願いする。

施策名	03	学校教育
展開方向	01 02	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。
<p>【確かな学力の育成】・【いじめ防止等に向けた取組】・【体罰根絶に向けた取組】</p> <p>・成果と課題</p> <p>いじめ防止等に向けた取組については、市内の小学校に専門的知識を有する支援員を派遣し、授業を通して児童の情報モラルの向上を図った。また、管理職や教員へいじめ防止に関する研修の充実を図ったことや、教育委員会事務局から学校訪問を行い、取組状況の確認や指導助言を行ったことにより、教員のいじめに関する感度が向上し、いじめの認知件数は大幅に増加した。また、いじめ問題対策連絡協議会においては、行政、学校、関係機関、PTA、地域関係団体が集まり、いじめについての情報共有を行い、いじめの未然防止・早期発見のために、各々ができる具体的な取組について意見交換を行った。しかしながら、児童生徒のスマホ所持率増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも起きているため、児童生徒自身がスマホの扱いに関して主体的にルールを作る必要がある。また、いじめに組織的に対応できていない学校があるなどの学校間格差を解消する必要がある。また、子どもに関わるすべての職員及び、地域、関係機関が、連携していじめ問題への対策について取り組むほか、子どもの権利を擁護するため、いじめ等について相談できる機関の設置が必要である。</p> <p>体罰根絶に向けた取組については、外部の専門機関に委託し、体罰防止に向けた特別研修として、学校管理職、教職員及び部活動関係職員を対象に研修を実施したが、受講者が受動的になることを防ぎ、理解が深まるように工夫する必要がある。</p> <p>市立尼崎高等学校の体罰事案を受け、体育科について科学的知見に基づく指導を取り入れた新たな教育課程を策定したが、取組を進める中で教育委員会事務局と学校現場との協力・連携が十分に機能しない状態となった。</p> <p>・今後の取組方針</p> <p>いじめ・体罰等といった人権侵害の根絶に向けては、学校、行政をはじめとする関係者が協力・連携し、学校ガバナンスの構築や具体的取組の推進、また、事案発生後の迅速な対応を行っていく必要がある。市立尼崎高等学校の教育課程改編等については、教育委員会事務局と学校現場との協力・連携に係る問題の所在について十分な検証を行った上で、今後の取組を着実に進めるべきである。</p>		

施策名	04	子ども・子育て支援
展開方向	01	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
<p>【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】</p> <p>・成果と課題</p> <p>子ども等に係る医療費の一部助成については、令和元年7月より1歳から6歳の就学前児童の所得制限を撤廃し、助成対象を広げるなど、経済的負担の軽減を行っており、安定的・継続的な子育て世帯の支援につながっている。</p> <p>制度拡充を図ったものの、兵庫県内の他都市では、中学校3年生まで自己負担を無料とする動きが広がっており、助成内容に差が生じている中、利用状況及び転入・転出を行ったファミリー世帯などを対象としたアンケート調査結果と助成内容の関係性を分析するなどし、近隣市の状況や本市の財政状況を踏まえた上で、持続可能な制度について引き続き検討する必要がある。</p> <p>・今後の取組方針</p> <p>ファミリー世帯の転出超過という課題の解消に向けて、子どもの医療費助成については、本市の限られた財源の中で、持続可能な制度であることを前提に検討を行い、拡充すべきである。</p>		

施策名	04	子ども・子育て支援
展開方向	02	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
<p>【保育事業】・【放課後児童対策（児童ホーム）】</p> <p>・成果と課題</p> <p>保育事業については、保育士確保事業において新卒保育士に加えて潜在保育士に対する補助や、潜在保育士の就労支援のための保育の実践に関する研修を実施したほか、保育士奨学金返済支援事業や保育士宿舍借り上げ支援事業の継続実施等を行うことで保育士の確保・定着化に努めるとともに、小規模保育事業所に加え認可外保育施設への巡回支援や、法人保育施設の保育士を対象とするキャリアアップ研修等を実施することで保育の質の向上に努めた。また、小規模保育事業の公募により5箇所81人、認可保育所の公募により3箇所175人の定員を確保するなど、前年4月と比べ366人の定員増が図られた。また、保育施設の弾力枠を活用することで定員を超える42人の受入を行い、認可保育所の公募等により令和4年4月までに260人の定員増を確保した。しかしながら、保育士不足が喫緊の課題であり、保育士の確保や離職防止に繋げるための支援策、新卒保育士・潜在保育士等の就職支援や保育所等への雇用支援が必要である。また、保育を利用しながら就労と子育てを両立するといった子育て家庭のライフスタイルの変化が進むなど保育需要は大幅に上昇しており、更なる待機児童対策が必要である。また、施設整備における進捗管理を徹底する必要がある。</p> <p>児童ホームについては、教室の活用により定員拡大を行った。老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善のため、4校において教室に移転を行った。また、民間児童ホームについては、放課後児童クラブ設置促進事業等により238人の定員増を図った。しかしながら、待機児童の解消に向けて引き続き、公設児童ホーム及び民間児童ホームの定員拡大に取り組む必要がある。また、老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善及び指導員の確保が課題である。</p> <p>・今後の取組方針</p> <p>待機児童の解消に向けては、市独自の保育士確保策を推進することが必要である。また、保育所・児童ホームの定員拡大に取り組むとともに、老朽化施設の環境改善を計画的に行うべきである。</p>		

新型コロナウイルス感染症への対応

【結核・感染症対策】・【行政の災害対応力の向上】・【ものづくり産業、技術等支援】・
【商業活性化の取組】・【金融支援】・【財政規律・財政目標の進行管理】

・成果と課題

新型コロナウイルス感染症への対応において、医療・感染拡大防止の面では、医療機関に行政検査を委託するなど外来診療・検査体制の整備強化を図るとともに、クラスター防止に向けた大規模・集中的な検査、入院待機中の陽性患者に対する往診体制の整備などに取り組んできた。また、新型コロナウイルスの接種開始に向け、専任体制を敷くなどの取組を進めた。今後は、自宅療養者に必要な医療等を提供するための取組等を着実に進めていく必要がある。避難所対策では、感染症に対応したガイドライン・避難所運営マニュアルを作成するとともに、コロナ禍における避難を想定した防災総合訓練を実施した。新規感染者数の急増など刻々と変化する状況に対応するため、避難所開設・運用マニュアルの点検・確認を行うとともに、訓練を通じてマニュアルの検証を行う必要がある。事業者への支援では、コロナ禍で影響を受けた事業者に対し「事業継続支援給付金」や「感染症拡大防止対策等支援補助金」等を交付し、「市内テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付」や、飲食店等へ「あま咲きチケット事業」や「テイクアウト・デリバリー等促進支援事業」を実施した。引き続き、感染拡大の影響は継続しており、幅広い業種の事業者に対して支援策を講じる必要がある。また、このような状況が引き続き収支に影響を与える可能性を踏まえ特例的に収益事業収入の増額措置を行ったことなどにより、財政調整基金残高が69.5億円から94.3億円となった。

・今後の取組方針

新型コロナウイルス感染症対策については、対応を強化すべきである。避難所対策では、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や海外からの帰国者等自宅待機者が避難できるガイドラインやマニュアルを、現行の対処方針や現場状況等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うべきである。また、市民の救急要請に確実に応えられるように、消防・救急隊員への感染防止対策を徹底すること。新型コロナウイルス感染拡大の影響による厳しい経営を余儀なくされる事業者に対しては、幅広い業種に対し支援を行うべきである。

今後は、新型コロナウイルス感染の動向による市民生活への影響を注視し、市民ニーズに対応した事業について、国庫補助等の特定財源を最大限活用した上で、財政調整基金の柔軟な活用等も含め、迅速かつ適切な予算措置を行い、事業実施をすることで市民生活を支えていくべきである。